

在留外国人の方・外国の学校出身の方へ

※在留外国人の方は必ず確認してください

最終学歴の各種証明書について

日本国外の大学・大学院を卒業または修了した方で、卒業・修了証明書等に取得学位の記載がない場合には、学位取得証明書も提出してください。

中国の学校を卒業または修了した方は、下にある「中国の学校を卒業・修了された方へ」に記載されている書類を提出してください。

最終学歴の各種証明書は、原則として日本語または英語で表記された原本に限ります。

日本語または英語以外の言語で表記されている場合は、以下の書類を提出してください。

各種証明書の原本※	出身学校から発行されるもの。 出身学校から1部しか発行されない場合は、公的機関が発行するCertified true copyを提出してください。返却を要する証明書は受け付けません。
日本語または英語の翻訳文※	大使館や自国公証処等の公的機関で認証を受けたものに限る。

※日本語教育機関（日本語学校等）が発行・認証するものは認めません。

中国の学校を卒業・修了された方へ

中国の学校を卒業・修了した方は、以下の中国高等教育学生信息网(CHSI)が発行する証明書を提出してください。

証明書類の入手に時間を要することが想定されますので、早めに準備をしてください。

なお、本学指定の提出方法でない場合は、受付できません。

卒業証明書	中国高等教育学生信息网(CHSI)が発行する英語の「Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate」。
成績証明書	中国高等教育学生信息网(CHSI)が発行する英語の「Online Verification Report of China Higher Education Student's Academic Transcript」。
学位取得証明書	中国高等教育学生信息网(CHSI)が発行する英語の「Online Verification Report of Higher Education Degree Certificate」。 修士課程を受験する方は、学士学位(Bachelor's Degree)、博士後期課程を受験する方は、修士学位(Master's Degree)を取得していることが証明されていること。

※ A4サイズ、白色の紙に片面印刷をしたものを提出してください。

両面印刷されたものや、印刷が不明瞭なものは受け付けられない可能性があります。

※ 中国高等教育学生信息网(CHSI)からの電子認証報告メールやメールの転送は認めません。

必ずご自身で印刷したものを提出してください。

※ 有効期限が過ぎたものは本学において証明内容の真偽の確認ができないため認めません。

試験日まで有効なものを提出してください。

※ 中国語の証明書は認めません。必ず英語で作成された証明書を提出してください。

※ 春節等の現地の祝日や休日を理由に認証までに時間を要することが想定されますが、提出期間の延長は一切しません。

留学ビザの取得について

2026年3月31日までに留学ビザへの変更・更新が確認できない場合、退学もしくは入学取り消しになることがあります。

入学決定後、早めに在留資格を変更・更新してください。また、ビザ取得のための審査は法務省が行うため、不許可となった場合、大学は責任を負うことはできません。留学ビザの取得に関しては、以下の項目を確認してください。

日本に在留する在留ビザを取得している方
④「留学」ビザを取得している場合
在留資格更新許可申請は、在留期間が満了する3か月前から可能です。 ただし、在留資格に該当する活動を行うことなく3か月以上滞在すると、在留資格取り消しの対象となりますのでご注意ください。 また、「留学」ビザの在留期間が入学後に残っている場合であっても、所属する学校に変更があった場合には、変更後14日以内に出入国在留管理庁へ「活動機関に関する届出」を提出する必要があります。
⑤「留学」ビザへの変更が必要な場合
在留資格変更許可申請をし、日本国内で「留学」ビザに変更してください。 入学手続きが済んだ方にはビザの変更に必要な「入学許可証」を発行しますので、入学センターに申請してください。

国費外国人留学生（大使館推薦）の受入れについて

本学では一部の研究科で国費外国人留学生（大使館推薦）の受け入れを行っています。

本学の受験を希望される方は、受験上の留意事項をお伝えしますので、出願開始前に入学センターへメールで問い合わせてください。

なお、問い合わせの前に各研究科の出願資格・選考方法・出願書類を確認してください。

<受け入れ可能な研究科>

国際交流研究科・経営学研究科・言語文化研究科

よくある質問例

Q1. 自分の出身国や地域の祝日（例：春節）等によって、必要な書類を期日までに準備することができない場合、期日を延長することは可能ですか？

A. 入学資格審査願提出期間、および出願期間は一切延長しません。前もって必要な書類を準備してください。

Q2. 長期履修制度は利用できますか？

A. 留学生の方は、長期履修制度を利用することはできません。

Q3. 提出が求められている「最終学歴の卒業（見込）証明書または学位授与（見込）証明書」「最終学歴の成績（見込）証明書」ですが、出身大学や自国政府から英文または和文証明書が発行されません。その場合、在籍している日本語学校などによる翻訳でも認められますか？

A. 在籍している日本語学校などが発行する翻訳文は認められません。P7を確認してください。